

まちづくり

住宅
都市計画
開発許可制度及び
盛土災害防止対策事業
高速道路
景観まちづくり
土地区画整理
市街地再開発
都市公園・緑地



住 宅（住宅政策課・建築指導課）

1 市営住宅（住宅政策課）

(1) 管理状況 (令和7年4月1日現在)

団地数	棟数	戸数	戸数の内訳	
			公営住宅	改良住宅
18	56	1,881	1,796	85

※なお、山形市内の県営住宅は822戸

(2) 住宅の構造別内訳

区分	棟数	戸数
高層耐火構造住宅	5	434
中層耐火構造住宅	51	1,447
計	56	1,881

(3) 入居時の家賃（令和7年度）

最高額 78,200円

最低額 7,900円

※家賃の額は、住宅ごとに入居者の所得に応じ毎年決定する。

(4) 市営住宅改修事業

令和3年3月に策定した山形市営住宅等長寿命化計画に基づき、令和6年度はあずま町住宅C棟外壁屋根改修工事を行った。令和7年度は中桜田住宅受水槽改修工事を行う。

(5) 市営住宅老朽化対策事業

市営小白川住宅及び天満住宅C・D棟は、旧耐震基準で建設された住宅で、耐震補強では耐震性の確保が困難であると診断が出ている。入居者の安全確保を最優先するため、他市営住宅の空部屋等への移転を推進しており、令和5年度までに入居世帯74戸中73戸の移転が完了した。また、住宅の除却に向け、令和6年度は小白川住宅の解体設計を行った。令和7年度は天満住宅C棟解体工事を行う。

(6) 市営住宅を活用した住まいの子育て支援事業

「こども未来戦略」にある子育て世帯に対する住宅支援の強化に対応するため、市営住宅の空室を子育て対応住宅に改修し、子どもを産み育てやすい住環境の整備を図る。令和7年度は、松山住宅改修工事のための設計と、アスベスト分析調査を行う。

2 空き家等対策（住宅政策課）

(1) 管理不全空き家の適正管理の推進

地域住民等からの情報提供や相談により、所有者等へ適正管理を促し、必要に応じて、相談機関を紹介している。

(2) 老朽危険空き家除却補助事業

平成26年度から、老朽危険空き家の除却を促すため、除却費用の一部を補助している。

(3) 市街化区域空き家除却補助事業

平成30年度から、市街化区域に所在する老朽劣化した空き家の解体を促すため、除却費用の一部を補助している。

(4) 空き家バンク事業及び関連補助事業

空き家を売りたい・貸したい方から山形市に提供された物件情報を、空き家を買いたい・借りたい方に紹介する空き家バンクを平成28年度に開設し運営している。空き家バンクの物件登録や利用を促すため、空き家バンク利活用推進補助事業（空き家バンクに登録した物件の清掃及び不要家財処分等に要する費用について、所有者に対し補助金を交付する事業。）及び空き家バンク取引仲介手数料補助事業（山形市への移住・定住の促進を図るため、空き家バンクに登録された空き家を利用し、山形市に移住・定住をする方に対し、宅建業者に支払う取引の仲介手数料に係る補助金を交付する事業。）令和7年度は、空き家バンク成約促進助成金（空家等の有効活用及び空き家バンクの制度の促進を図るため、山形市空き家バンクに登録された物件の売買契約又は賃貸借契約が成立した場合に、宅地建物取引業者に助成金を交付する事業）を併せて実施している。

(5) 空き家相談会及び空き家セミナーの開催

不動産協会や司法書士等が相談を受け付ける空き家相談会と、財産管理や相続の注意点などに関する情報を提供する空き家セミナーを開催する。

(6) 空き家等対策協議会の開催

山形市空家等対策計画等に基づき、専門家と連携して空き家対策を実践していくため、空き家等対策協議会を定期的に開催する。



3 セーフティネット住宅（住宅政策課）

民間賃貸住宅への入居を拒まれるおそれがある住宅確保要配慮者の住宅確保を目的とし、空き家や集合住宅の空き部屋を活用する新たな住宅セーフティネット制度（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の改正）が平成29年10月から開始された。セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録事務については、平成31年4月1日の中核市移行により、山形県から法定移譲を受けている。併せて、国及び山形県のセーフティネット住宅制度を活用し、登録住宅の改修費の一部を補助している。また、中心市街地（山形市中心市街地活性化基本計画で規定している中心市街地活性化対策を必要とする区域内）に所在する空き家や空き店舗等を改修し供給した学生専用賃貸住宅（準学生寮）に入居する学生が低額所得者と認められる場合は、令和2年度から家賃低廉化補助を行っている。

(1) セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の登録戸数

令和7年4月1日現在の山形市内の登録住宅数：1,034戸

(2) 登録住宅の改修費補助等

① 改修費補助により供給したセーフティネット住宅戸数

67戸（学生専用賃貸住宅（準学生寮）58戸、子育て世帯等賃貸住宅9戸）

② 家賃低廉化補助

「地域大学との連携による学生の街なか居住推進事業」により供給した準学生寮に入居する学生が低額所得者と認められる場合に実施する。（令和2年度から実施）

4 サービス付き高齢者向け住宅（住宅政策課）

サービス付き高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき登録された賃貸等の住宅で、高齢者が安心して暮らすことができるよう一定の規模や設備、バリアフリー構造を備え、ケアの専門家による生活相談と安否確認などのサービスを入居者に提供する住宅。この住宅の登録事務については、平成31年4月1日の中核市移行により、山形県から法定移譲を受けている。

サービス付き高齢者向け住宅の登録戸数

令和7年4月1日現在の山形市内の登録住宅数：26棟 558戸

5 建築確認（建築指導課）

(1) 建築確認申請件数等の推移（令和元年度～令和6年度）

（建築確認申請受付件数） (件)

区 分 \ 年 度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
法第6条第1項第1号～3号	(1) 188	(4) 142	(3) 103	(3) 124	(1) 78	(3) 84
法第6条第1項第4号	(15) 1,189	(8) 991	(7) 1,206	(9) 1,076	(4) 869	(7) 957
法第87条の2建築設備	(4) 12	(2) 32	(4) 25	(3) 16	(3) 12	(2) 12
法第88条工作物	(1) 46	(0) 23	(0) 38	(0) 27	(0) 14	(3) 28
合 計	(21) 1,435	(14) 1,188	(14) 1,372	(15) 1,243	(8) 973	(15) 1,081

※（ ）内は計画通知分（国・県・公社・山形市の建築物等）

（民間指定確認検査機関取扱い物件を含む）

法第6条第1項第1号 特定の特種建築物で、その用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの
 " 第2号 木造の建築物で三以上の階を有し、又は延面積が500㎡、高さが13mもしくは軒の高さが9mを超えるもの
 " 第3号 木造以外の建築物で二以上の階を有し、又は延面積が200㎡を超えるもの
 " 第4号 上記以外の建築物（木造二階建程度の住宅はこれに該当する。）

（許可申請等） (件)

区分 \ 年度	令和元	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
許可申請受付件数	24	14	16	15	16	13
道路位置指定件数	1	0	0	1	0	0
検査済証交付件数	1,416	1,166	1,227	1,200	1,020	939

（民間指定確認検査機関取扱い物件を含む。）

(2) **山形市建築物耐震改修促進計画**

市民の人命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上を図ることを目的とした「山形市建築物耐震改修促進計画」を平成20年3月に策定した。

この計画に基づき地震に強い県都山形市を目指し、住宅・建築物の耐震化の促進を図っている。

(3) **木造住宅耐震診断事業**

平成19年度から木造住宅の一般耐震診断を希望する市民に対し、低料金で耐震診断を実施している。

(対象住宅)

平成12年5月31日以前に建築された（自らが居住する）戸建て木造住宅で、平屋建て又は2階建ての軸組み工法によるもの。

(実施戸数)

令和6年度 46戸

(4) **木造住宅耐震改修事業**

平成20年度から木造住宅の耐震改修工事を行う市民に対し、改修費用を補助している。

(補助金額)

改修工事費の80%（120万円以内）

(対象住宅)

山形市木造住宅耐震診断事業による耐震診断を実施し、基準に満たない住宅を基準以上に改修補強を行う住宅。

(実施戸数)

令和6年度 6戸

(5) **長期優良住宅建築等計画の認定**

良質な住宅を長期にわたって良好な状態で使用されることを促し、住生活の向上と環境負荷の低減を図ることを目的とした「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日に施行された。

この法律により、長期優良住宅建築等計画の認定制度が設けられ、その認定事務を行っている。

(認定戸数)

令和6年度 341戸

(6) **住宅リフォーム総合支援事業**

平成23年度から住宅の修繕・増築等のリフォーム工事を行う市民に対し、工事費用を補助している。また、平成29年度より、県外（県市補助）・市外（市補助）からの移住世帯や空き家バンク登録物件利用世帯へ優先に補助している。

(補助金額)

・ 県市補助：【一般世帯】：リフォーム工事費の20%（24万円以内）

【移住世帯・新婚世帯・子育て世帯】：リフォーム工事費の33%（30万円以内）

・ 市補助：リフォーム工事費の50%（20万円以内）

・ ブロック塀等撤去補助：撤去工事費又はブロック塀等の延長1メートルあたり8万円を乗じて得た額のいずれか少ない額の66%（20万円以内）

(対象住宅)

・ 市内に存し、自らが所有・居住する戸建て住宅や集合住宅等（店舗・事務所等との併用住宅や、マンション等の場合は、居住部分のみ対象）

・ 過去に住宅リフォーム総合支援事業補助を受けていない建物等（敷地内）（ブロック塀等撤去補助を除く）

・ 定められた条件に該当する空き家

・ 市補助においては、世帯の主たる生計者の前年の所得が400万円以内の市民の住宅等

(実施戸数)

令和6年度 県市補助167戸、市補助311戸、ブロック塀等撤去補助24戸



都 市 計 画（まちづくり政策課）

昭和3年9月に法適用都市の指定を受け、昭和5年2月に都市計画区域、昭和8年までに用途地域や都市計画道路が決定された。その後都市の発展に従い、それに適応するように部分的な変更を行ってきたが、戦後の急速な都市化の進展と交通量の増加に加え、昭和29年から31年まで近接18カ村の合併などによって、都市計画も根本的な検討が必要となった。これを受け、昭和31年から基礎調査が開始され、山形市総合企画審議会の意見を聞きながら、昭和33年4月に街路網及び準工業地域を新たに加えた用途地域が変更決定され、あわせて住居地域内に住居専用地区が新たに決定された。昭和35年12月には、市街地と新地域とを有機的に結ぶため、全市域が都市計画区域に変更決定された。

昭和39年3月、経済の成長に伴い、健全な都市建設を図る必要があったことから、国道13号山形バイパス路線の整備決定を受け、街路網が再編成されるとともに、宅地の造成、工業団地の造成開発、地下水のかん養等を進めるため、用途地域の工業地域内に工業専用地区、住居地域内に空地地区が新たに指定された。

都市計画法の根本的な改正に伴い、昭和44年12月上山、天童の両市と山辺町、中山町を含む三市二町で構成される山形広域都市計画区域に変更され、昭和45年3月には、全国に先駆けて区域区分（市街化区域と市街化調整区域の線引き）が決定された。昭和47年7月には、新都市計画法に基づく8種類の用途地域を指定するとともに、防火・準防火地域の変更を行った。昭和52年3月30日区域区分の見直しがなされ、土地利用の確保と併せて都市環境の整備を図った。以降、昭和59年2月、62年5月、平成2年10月、4年6月にも区域区分が見直され、平成4年の都市計画法の改正により、平成8年5月より新たに12種類の用途地域が指定されている。その後も都市計画基礎調査に基づき、平成8年12月、平成10年2月、平成12年9月に区域区分の見直しが行われている。

その概要は次のとおりである。

山形広域都市計画区域 (令和7年3月31日現在)

	行 政 区 域	都 市 計 画 区 域	市 街 化 区 域	調 整 区 域
山 形 市	約 38,158ha	約 15,990ha	約 4,093ha	約 11,897ha
上 山 市	24,093	2,180	720	1,460
天 童 市	11,302	7,180	1,063	6,117
山 辺 町	6,145	1,320	218	1,102
中 山 町	3,115	1,800	196	1,604
計	82,813	28,470	6,290	22,180

1 都市計画区域の変遷の一覧

(令和7年3月31日現在)

告示年月日	行政区域	計画区域	告示年月日	行政区域	計画区域	告示年月日	行政区域	計画区域
	ha	ha		ha	ha		ha	ha
昭5年2月17日	2,032	1,903	昭33年4月8日	38,159	9,025	昭44年12月5日 (広域都市計画)	38,158	15,990
18年4月1日	3,649	3,624	35年12月23日	38,158	38,158			
29年3月31日	23,721	4,320	43年12月20日	38,158	15,985			

2 地域地区

(1) 用途地域 (令和7年3月31日現在)

第1種低層住居専用地域	336ha (8.2%)	準住居地域	256ha (6.3%)
第2種低層住居専用地域	530ha (12.9%)	近隣商業地域	134ha (3.3%)
第1種中高層住居専用地域	167ha (4.1%)	商業地域	201ha (4.9%)
第2種中高層住居専用地域	450ha (11.0%)	準工業地域	519ha (12.7%)
第1種住居地域	929ha (22.7%)	工業地域	204ha (5.0%)
第2種住居地域	197ha (4.8%)	工業専用地域	170ha (4.1%)
		合 計	4,093ha (100%)

(2) 防火地域及び準防火地域 (令和7年3月31日現在)

防火地域	62.6ha	準防火地域	1,119ha
------	--------	-------	---------

(3) 特別用途地区 (令和7年3月31日現在)

特別業務地区	67ha	大規模集客施設制限地区	519ha
--------	------	-------------	-------

(4) 高度地区 (令和7年3月31日現在)

第1種高度地区	167ha	第2種高度地区	2,535ha
第3種高度地区	100ha	第4種高度地区	54ha
第5種高度地区	78ha		

(5) 高度利用地区（令和7年3月31日現在）

七日町一丁目地区 1.0ha

七日町二丁目地区 0.7ha

(6) 風致地区（令和7年3月31日現在）

第1号馬見ヶ崎 167ha

第2号千歳山 338ha

3 街路事業

主として市街地部及びこれに近隣する地区において、都市施設として都市計画決定された道路を都市計画事業によって、道路法上の道路（一般国道・都道府県道及び市町村道）として整備する事業で、非常に多面的な役割を果たしている。

(1) 都市計画道路の現況 （令和7年3月31日現在）

区 分	計 画		改 良 済 長	整 備 率 (改良済/計画)
	路 線 数	延 長		
都 市 計 画 道 路	69	235.70 km	163.23 km	69.25 %
内 { D I D 区 域	—	116.96	96.07	82.14
市街化区域内	—	25.53	23.82	93.30
D I D 区域外	—	93.21	43.34	46.50
市街化調整区域	—			

（D I D 区域：人口集中地区）

(2) 都市計画道路事業路線（市事業）

・十日町双葉町線ほか1路線（十日町工区） 十日町四丁目地内ほか 認可H29～R9 L=274m・W=30m

・諏訪町七日町線ほか1路線（建昌寺前工区） 七日町四丁目地内ほか 認可R3～R9 L=249m・W=19m

・旅籠町八日町線（香澄町工区） 香澄町二丁目地内ほか 認可R9～R13 L=363m・W=30m

(3) 沿道整備街路事業（市事業）

・梓七エリア整備事業（山形市七日町東土地区画整備事業） 七日町四丁目地内ほか 認可R5～R9 A=1.5ha

4 山形市都市計画マスタープラン

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2の規定に基づき、市民の意見を反映させながら、都市計画に関する基本的な方針を総合的かつ体系的に示すもので、簡単に言えば「都市づくりの設計図」となるもの。土地利用、道路、公園、公共交通などまちづくりに関する具体的な各種施策は「都市計画マスタープラン」に即して進められる。

山形市では、平成10年に初めて都市計画マスタープランを策定したが、社会・経済情勢の変化等に対応するため、平成29年3月に新たな都市計画マスタープランを策定した。

(1) 都市計画マスタープランの構成

山形市都市計画マスタープランは、以下の3つで構成されており、このうち、「全体構想」と「分野別構想」は平成29年3月に策定を行ったが、地域別構想については市内を25の地区に分け平成29年度より順次策定を進め、令和3年3月末までに全地区の策定を完了している。

① 全体構想

まちづくりの方向性や将来都市構造などを示すもの

② 分野別構想

都市を構成する土地利用や交通体系などの分野ごとにまちづくりの基本的な考え方や整備方針を示すもの

③ 地域別構想

地域ごとの特性や課題に対応し、地域のまちづくりの方針を示すもの

(2) 計画期間

平成28年度（2016年度）から令和17年度（2035年度）までの20年間

(3) 対象区域

市内全域（主に都市計画区域）

(4) 将来都市像とまちづくりの目標

山形市都市計画マスタープランでは、総合計画基本構想に掲げる目指す将来都市像「みんなで創る『山形らしさ』が輝くまち」の実現に向けて、2050年の人口30万人都市を見据えた、3つの目標を定める。

○自然と調和したまち

・豊かな自然資源である田園・森林を守り、育むことで自然と親しむことのできるまち



- ・歴史や文化などの地域資源を活かし、次世代に継承する魅力のあるまち
- ・地域住民が自ら生み出す、エネルギー地産地消のまち
- 活力が創出されるまち
 - ・商業・工業・農業などの時代を担う若者の働く場が、安定的に確保されたまち
 - ・楽しむ場や交流の場が充実した、賑わいのあるまち
 - ・地域力が発揮され、人々の絆で地域同士が結ばれた共に創るまち
- 誰もが暮らしやすいまち
 - ・誰もが健康で快適な暮らしができ、医療と福祉が充実した安全・安心のまち
 - ・それぞれの地域で身近な生活サービスを受けることのできるまち
 - ・地域特性に応じ、多様なライフスタイルを選択できるまち

(5) 将来都市構造

「ゾーン」「都市核」「機能拠点」「生活圏」「ネットワーク」の5つの都市構造の考え方や構成要素を組み合わせ、導き出された将来都市構造を『拠点ネットワーク型集積都市』とし、将来都市像とまちづくりの目標の実現を目指す。

(6) 分野別構想

全体構想における将来都市構造に基づき、都市を構成する土地利用、交通体系、都市環境・みどり・景観、安全・安心なまちづくり、暮らしを支える施設、市民参加・共に創るまちづくりの6分野ごとにまちづくりの基本的な考え方や整備方針などを明らかにしたもの。

(7) 地域別構想

全体構想や分野別構想における各地域の位置づけ等を踏まえ、地域特性に応じた地域ごとのまちづくりの方針を示すもの。市内を25の地区（都心地域5地区＋コミュニティセンター区（旧村区域）20地区）に区分し、地域固有の特徴や課題に対応した構想として順次策定を行った。

地域別構想策定状況

策定年度	地区	策定日
平成30年度	金井地区、楯山地区、高瀬地区、南沼原地区、山寺地区	平成30年 7 月31日
	鈴川地区、樺沢地区	平成30年11月29日
令和元年度	千歳地区、飯塚地区、出羽地区、東沢地区、明治地区、村木沢地区	令和元年 6 月10日
令和2年度	滝山地区、大郷地区、大曾根地区、蔵王地区、西山形地区、本沢地区	令和2年11月13日
	南山形地区	令和2年12月23日
	都心中央地区、都心東部地区、都心西部地区、都心南部地区、都心北部地区	令和3年 3 月31日

5 山形市都市計画道路見直し計画

山形市の都市計画道路は、昭和8年に都市計画決定されたものを初めとして、都市計画決定から20年以上経過した区間を含む都市計画道路が41路線あり、地権者の生活や土地の有効活用に大きな影響を与えている。また、少子高齢化、地球温暖化をはじめとした環境問題や、東日本大震災を契機とした防災及びエネルギー問題などへの意識の高まりなど、社会経済状況が変化している。そのような中、山形市都市計画マスタープランでは、土地利用と交通を一体的にとらえ、中心市街地の活性化、地域や集落の状況に応じた機能の集積・維持、さらに、中心部、地域、集落のそれぞれを公共交通や道路で結び、住み慣れた地域での定住を可能とし、地域コミュニティを活性化させ、地域及び市全体の活力と魅力を高める「拠点ネットワーク型集積都市」を将来都市構造として掲げていることから、現在都市計画決定されている路線の必要性等を再度検証し、社会経済状況の変化に対応し、将来目指している山形市の都市構造に合った都市計画道路網への見直しを行い、効率的で効果的な都市計画道路の整備を進めていくもの。

(1) 都市計画道路の整備方向性

都市計画道路網整備の課題等に基づいた視点から評価指標を設定し、評価結果から総合的に判断し、見直し対象となった路線を「継続候補」「廃止候補」「拡幅候補」「幅員縮小候補」「新規候補」「検討対象候補」に分類した。なお、見直し対象候補に位置づけられた路線については、関係機関との協議や地権者等の理解が得られた路線から速やかに都市計画決定・変更の法廷手続きを行うこととしており、平成30年度は5路線、令和元年度は6路線、令和2年度には3路線の都市計画決定・変更を行った。

整備方向性と見直し状況 (令和7年3月31日現在)

分類	路線名	
廃止候補	3・2・3天童鮎洗線、3・4・5薬師堂上桜田線（廃止済）、3・4・9馬見ヶ崎橋妙見寺線（廃止済）、3・4・20成沢長谷堂線（廃止済）、3・5・2旧県庁半郷線、3・5・4香澄町専称寺線（廃止済）、3・5・10千歳橋盃山線（廃止済）、3・5・12大野目鮎洗線、3・5・14北山形停車場金井線（廃止済）、3・5・22大野目大森線	一部区間
	3・4・7漆山停車場東口線（廃止済）、3・4・12庚申裏竈田線（廃止済）、3・4・15高砂上青柳線（廃止済）、3・5・20蔵王停車場松原線（廃止済）	全区間
拡幅候補	3・3・2旅籠町千歳橋線、3・4・8美畑天童線の各一部区間	
幅員縮小候補	3・2・5旅籠町八日町線、3・2・12城北天童線、3・4・16沼木中屋敷線（変更済）、3・4・20成沢長谷堂線（変更済）、3・4・24諏訪町七日町線（変更済）、3・4・405天童中山線（変更済）、3・5・17青田前明石線の各一部区間	
新規候補	3・2・7十日町双葉町線延伸、3・2・10漆山船町線延伸	
検討対象候補	3・4・28四日町日月山線（変更済）、3・5・11羽前千歳停車場今塚線の各一部区間	

(2) 建築許可基準の緩和

「都市計画道路見直し計画」において、継続候補や検討対象、廃止候補などに位置づけられた路線について、都市計画法第54条第1項第3号に基づく都市計画道路の区域内における建築物の許可基準の緩和を平成29年5月1日から実施した。許可基準緩和の内容については、現行の建築制限のうち、建築物の階数に対する制限について、2階以下としているものを、特例として3階以下であれば建築を可能とした。また、廃止候補路線や現道に合わせ縮小する路線については、制限を設けないものとしている。ただし、整備優先度の高い区間については、緩和の対象外となる。

都市計画法第53条の建築許可における制限緩和

継続候補路線		検討対象路線	廃止候補路線 現道に合わせ縮小する路線
整備優先度の高い区間	整備優先度の高い区間に該当しない区間		
階数が2以下 (地階を有しないこと)	原則：階数が2以下 (地階を有しないこと) 特例：階数が3以下 (地階を有しないこと)	原則：階数が2以下 (地階を有しないこと) 特例：階数が3以下 (地階を有しないこと)	制限なし (構造上の制限もなし)

※整備優先度の高い区間とは、都市計画道路の事業認可など事業に向けた手続きを進めている区間。なお、今後事業化に向けた手続きが進められる区間は、随時「整備優先度の高い区間」に追加される。

6 山形市立地適正化計画

「立地適正化計画」は、コンパクト＋ネットワークの考え方にに基づき、医療や福祉、商業などの都市機能と居住機能を一定区域に緩やかに誘導するとともに、これらの区域と生活圏を利便性の高い公共交通ネットワークにより連携することで、持続可能な都市構造を実現することを目的とする計画。

山形市においても、「山形市都市計画マスタープラン」に位置付ける多極連携型の都市構造である「拠点ネットワーク型集積都市」の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、具体的な拠点やネットワークのあり方を明らかにするため、令和3年3月に「山形市立地適正化計画」を策定し、同年7月1日に公表した。

(1) 計画区域

都市計画区域

(2) 計画目標年次

令和17年（2035年）

(3) まちづくりの目標と基本方針

＜まちづくりの目標＞

多様なネットワークにより地域がつながる歩いて暮らせる健康で賑わいあるまちづくり



＜基本方針＞

- ・長期的に人口密度が維持できる誘導区域の設定による持続可能な都市の実現
- ・地域属性に応じた質の高い居住環境の形成
- ・広域圏をけん引する都市核としての中心市街地の機能強化と活性化
- ・交通弱者でも安心して移動することができる交通体系を連携したまちづくり
- ・ウォーカブルな都市空間の形成による健康寿命の延伸と賑わいの創出

(4) 目指す市街地構造

都市構造に大きな影響のある拠点として「中心拠点」と3つの「副次拠点」を位置づけ、これらの拠点と居住地である「ゾーン」を利便性の高い「ネットワーク」で連携する多極連携型の市街地構造を目指す。

(5) 誘導区域

＜都市機能誘導区域＞

高次の交通結節機能を有する山形駅、山形市役所、山交バスターミナルそれぞれを中心とした徒歩圏（600m圏）を基本に、町丁目界を境界として設定。

＜居住誘導区域＞

鉄道や河川といった区域を明確に区分する地形地物を考慮しつつ、都市機能誘導区域への徒歩圏（600m圏）を基本に、町丁目境界を境界として設定。（ただし、「家屋倒壊等氾濫想定区域」を除く。）

(6) 誘導施設

分野	施 設
行政	市役所本庁舎 市保健所
医療	地域医療支援病院（市立病院済生館）
商業	百貨店・ショッピングセンター（※1） 大型スーパー（※2）
文化	文化ホール 美術館・博物館 文化創造都市拠点施設 図書館
その他	アリーナ機能を有する体育施設（体育館・武道館） 本部機能を有する金融機関 交通結節施設

※1 …生鮮食品取扱店舗を含む床面積10,000㎡以上の大規模小売店舗

※2 …生鮮食品取扱店舗を含む床面積4,000㎡以上の大規模小売店舗

(7) 届出制度

以下のような行為を行う者は、行為に着手する30日前までに市への届出が必要となる。

- ・居住誘導区域外における一定規模以上の住宅の開発または建築行為
- ・都市機能誘導区域外における誘導施設を有する建築物の開発または建築行為
- ・都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止

開発許可制度及び盛土災害防止対策事業（まちづくり政策課）

1 開発許可制度

開発行為を許可制にすることで、良好な宅地水準の確保、市街化調整区域内における開発行為等の抑制を図り、秩序ある市街地の形成を目的とする。

(1) 許可を要する開発行為

- ① 市街化区域内で行う1,000㎡以上の開発行為
- ② 市街化調整区域内で行う全ての開発行為
- ③ 都市計画区域外で行う1ha以上の開発行為
- ④ 市街化区域内で行う1,000㎡未満の開発行為で、市長が計画的なまちづくりを進めるうえで必要と認めるもの

(2) 宅地造成及び特定盛土等規制法におけるみなし許可

宅地造成及び特定盛土等規制法の規定に基づく規制区域内において、一定規模以上の造成行為を伴う開発行為は、同法の許可があったものとみなされる。よって、この場合の造成行為については、宅地造成及び特定盛土等規制法で規定する技術基準に適合しなければならない。

2 盛土災害防止対策事業

危険な盛土等による災害から人命及び財産を守る目的で、「宅地造成及び特定盛土等規制法」が令和5年5月26日に施行された。法の規定に基づき規制区域を指定し、盛土等の造成工事指導、不審な盛土等への対応により、強靱な宅盤形成及び盛土崩落事故の防止を図る。

(1) 宅地造成等工事規制区域

主として市街地や集落などを指定 27,247ha

(2) 特定盛土等規制区域

集落から離れているものの、地形等の条件により指定 10,911ha

高 速 道 路（まちづくり政策課）

1 山形PAスマートインターチェンジ整備

平成31年4月13日に開設された東北中央自動車道山形パーキングエリアに、スマートインターチェンジを設置することで、産業振興や交流人口の拡大などを図る。事業については、東日本高速道路株式会社（NEXCO東日本）と共同で実施し、令和6年3月24日に開通した。

(1) 事業概要

名 称：山形PAスマートインターチェンジ
設置箇所：東北中央自動車道相馬尾花沢線（山形上山IC～山形中央IC間）
接続形式：SA・PA接続型
運用時間：24時間
運用形態：一旦停止型フルインター形式（上下分離型）
運用車種：ETC車載器を搭載した全車種
連結施設：市道西部工業団地村木沢線

(2) 事業経過

令和元年 8月 地区協議会設立、連結許可申請書提出（国土交通大臣あて）
9月 連結許可取得
12月 NEXCO東日本と事業実施に関する基本協定締結
令和2年 2月 用地測量
9月 詳細設計
令和3年 11月 用地取得完了
令和4年 4月 スマートインターチェンジ本体工事着手
令和5年 3月 山形PAスマートインターチェンジに名称決定
令和6年 3月24日 山形PAスマートインターチェンジ開通



景 観 ま ち づ く り（まちなみデザイン課）

1 景観の形成

山形市は、景観法に基づく景観行政団体に位置づけられており、景観行政の主体として、歴史や文化、自然、風土等に由来する地域特性を活かした魅力的な景観形成を推進していく。

(1) 山形市景観計画

良好な景観形成を図るため、景観法に基づき、その区域や基本的な方針、行為の制限に関する事項などを定めた「山形市景観計画」を平成31年4月に策定した。

この計画では、「歴史と文化を育み 人とまちをつなぐ 景観を未来へ」を基本理念として、次の6つの項目を景観形成の基本方針としている。

- ① 自然の表情豊かなまちづくり
- ② 歴史を生かした風格あるまちづくり
- ③ 山形の文化が織りなす「山形らしさ」が輝くまちづくり
- ④ 魅力ある観光景観が人を呼び込み、賑わいを生むまちづくり
- ⑤ 新たな世代に良きふるさとを伝えるまちづくり
- ⑥ 生き生きとした人のつくる身近なまちのまちづくり

(2) 山形市景観条例

山形市景観計画で示す推進方策を具体的に進めていくための枠組みとして、平成30年12月に従来の山形市景観条例の全部を改正した。

(3) 景観計画及び条例に基づく景観形成推進の主な取り組み

景観形成の推進は「景観づくり」と「人づくり」をキーワードとした取り組みで構成し、主な内容は以下のとおり。

- ① 景観重点地区の指定
重点的に景観形成を図る必要がある地区を指定し、積極的な景観誘導を図る。
景観重点地区に指定した、山寺地区及び蔵王温泉地区（令和3年3月）並びに七日町御殿堰周辺地区（令和6年3月）について、地区独自に設けた景観形成方針や景観形成基準に基づき、良好な景観形成に向けた景観誘導を図る。
景観重点地区内で行われる建築物等の修景に要する経費に対し、補助金の交付を行う。
- ② 行為の制限による景観誘導
建築や開発行為等について、地域特性に応じた景観形成基準を定め、良好な景観の形成を図る。景観への影響が大きい一定規模の行為については、届出の対象としている。
- ③ 景観重要建造物・樹木の指定
景観形成を図るため重要な価値がある建造物や樹木を指定し、保全及び活用に努める。
- ④ 市民活動の支援
○まちなみデザイン協定の認定・支援
景観形成に寄与する活動を定めた協定を「まちなみデザイン協定」として認定し、その活動を支援する。
○助成
景観まちづくり活動に対し、その経費の一部を助成する。

2 屋外広告物

屋外広告物法に基づき、屋外広告物及び掲出物件並びに屋外広告業について必要な規制、指導を行うことにより、良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害の防止を図っていく。

(1) 山形市屋外広告物条例

屋外広告物の基準や規制などの必要なルールを定めた山形市屋外広告物条例を平成30年12月に制定し、平成31年4月から施行した。

(2) 景観計画及び条例に基づく屋外広告物制限の主な取り組み

屋外広告物の主な規制等の内容は以下のとおりである。

- ① 規制及び指導
特別規制地域及び普通規制地域を定め、屋外広告物の種類及び規制地域ごとの設置基準により規制及び指導する。また、景観重点地区における独自の設置基準への誘導を図る。
- ② 景観計画に合わせた誘導
山形市景観計画に定める9つの景観類型ごとに、特定景観誘導基準を定め、良好な景観形成に向けた配慮を要請する。

③ 特別規制区域等の指定

活力あるまちなみの形成が求められる区域等を、広告物特別活用地域として指定する。

(3) 屋外広告物管理システム

屋外広告物業務に関する各種情報について、地図データと連動させ一元的に管理するため、平成30年度に新たに構築し導入した屋外広告物管理システムを平成31年4月から運用した。

土 地 区 画 整 理（まちなみデザイン課）

本市の市街化区域について、快適な生活環境をつくり、まちの健全な発展を目指し、市街化形成を積極的に進める手法として、土地区画整理事業が行われている。この土地区画整理事業により、都市のスプロール化を防止し、整然とした街路網・公園・水路・水道等の公共公益施設が整備され、県都にふさわしい近代的な都市建設の基礎がつけられている。

本市は昭和44年12月に都市計画法に基づいて「山形広域都市計画」が3市2町にわたって設定され、昭和45年3月に市街化区域と調整区域とに線引きされ、市街化区域は3,048haであった。さらに昭和52年3月から平成12年9月までに追加編入・一部削除して4,093haとなり、行政区域の10.7%を市街化区域が占めている現状である。

1 市施行土地区画整理事業

市施行の土地区画整理事業は、公共施設の整備改善・宅地の利用増進等を一体的に進めることで、良好な市街地を造成するため、昭和24年度より施行し平成27年度までに15カ所（272.22ha）が完了、令和5年度より梓七エリア整備事業（沿道整備街路事業、1.5 ha）が実施中である。

2 組合施行土地区画整理事業

健全な市街地の造成と都市計画道路などの公共施設の整備改善を図るため、昭和3年から組合施行土地区画整理事業が66地区1,594.07haにわたって進められており、市施行及び組合施行で市街化区域内面積の約45%が計画的に開発整備されている。



市 街 地 再 開 発（まちなみデザイン課）

山形市は、県都として産業・経済・文化・交通等の中心都市であり、かつ村山地方の生活中心都市として発展してきたが、車社会の進展や郊外型大型店の進出などの商業環境等の変化を受け、中心市街地の空洞化が進んでいる。

このため、本市の重点課題である「都心の魅力と賑わいづくりによるコンパクトシティの形成」に向け、「賑わい拠点の創出」「街なか居住の推進」「街なか観光交流人口の増加」に寄与する再開発事業の推進を図っていく。

1 市街地再開発事業

- ・昭和52年3月 山形市七日町中心商店街再開発基本計画報告書作成
- ・昭和55年3月 山形市本町十日町諏訪町地区市街地再開発基本計画報告書作成
- ・事業完了地区（4地区）

事業名（施設名）	事業年度	施 行	事業概要
① 山形市七日町第1ブロック 第一種市街地再開発事業 （a Z 七日町）	昭和60～61	㈱七日町再開発ビルと 山形市の共同による個人施行	・地区面積 3,124㎡ ・建築敷地面積 2,476㎡ ・建築延床面積 16,813㎡ ・階 数 地上8階地下2階 ・主要用途 店舗、駐車場、公民館 ・総事業費 5,884,000千円 ・補助金及び公共施設管理者負担金 1,484,697千円
② 山形市七日町第1ブロック 南地区第一種市街地再開発事業 （TAN6 SQUARE）	昭和62～63	㈱山形丹六ほか2名による個人施行	・地区面積 1,540㎡ ・建築敷地面積 1,060㎡ ・建築延床面積 2,481㎡ ・階 数 地上4階地下1階 ・主要用途 店舗、駐車場、住宅 ・総事業費 672,474千円 ・補助金 85,448千円
③ 山形市七日町第4ブロック 北地区第一種市街地再開発事業 （E-NAS）	平成14～15	㈱富岡本店ほか7名による個人施行	・地区面積 3,061㎡ ・建築敷地面積 1,559㎡ ・建築延床面積 3,857㎡ ・階 数 地上4階地下1階 ・主要用途 店舗、事務所 ・総事業費 586,605千円 ・補助金 85,200千円
④ 山形市七日町第5ブロック 南地区第一種市街地再開発事業 （デュオヒルズ山形七日町タワー）	平成28 ～令和3	組合施行	・地区面積 4,180㎡ ・建築敷地面積 3,110㎡ ・建築延床面積 16,250㎡ ・階 数 地上20階 ・主要用途 店舗、住宅 ・総事業費 5,800,593千円 ・補助金 1,724,040千円

2 優良建築物等整備事業

・事業完了地区（4地区）

事業名（施設名）	事業年度	施行	事業概要
① 山形市本町第1ブロック地区 優良建築物等整備事業 （荘銀山形ビル）	平成8～9	荘銀オフィスサービス㈱ ほか2名	・地区面積 1,816㎡ ・建築敷地面積 1,296㎡ ・建築延床面積 8,846㎡ ・階数 地上9階地下1階 ・主要用途 銀行店舗、駐車場、事務所、住宅 ・総事業費 3,143,697千円 ・補助金 160,316千円
② 山形市七日町第3ブロック 地区優良建築物等整備事業 （ニーズビル）	平成10～11	(有)ニーズビル	・地区面積 1,080㎡ ・建築敷地面積 762㎡ ・建築延床面積 4,532㎡ ・階数 地上8階地下1階 ・主要用途 店舗、駐車場、賃貸住宅 ・総事業費 970,836千円 ・補助金 220,836千円
③ 山形市十日町一丁目地区 優良建築物等整備事業 （D'グラフォート十日町タワー）	平成15～17	山形市十日町一丁目地区 街づくり共同ビル建設 協議会	・地区面積 3,216㎡ ・建築敷地面積 2,495㎡ ・建築延床面積 18,295㎡ ・階数 地上23階 ・主要用途 店舗、駐車場、住宅 ・総事業費 4,964,676千円 ・補助金 1,000,000千円
④ 山形市七日町第6ブロック 地区優良建築物等整備事業 （シティタワー山形七日町）	平成22～24	住友不動産㈱	・地区面積 2,336㎡ ・建築敷地面積 1,650㎡ ・建築延床面積 13,086㎡ ・階数 地上20階 地下1階 ・主要用途 店舗、駐車場、住宅 ・総事業費 2,149,150千円 ・補助金 510,000千円



3 暮らし・にぎわい再生事業

・事業中地区（2地区）

事業名（施設名）	事業年度	施行	事業概要
七日町第8ブロック南地区 暮らし・にぎわい再生事業 （山形銀行本店の建替）	令和4～7	㈱山形銀行	整備内容 ・地区面積 3,886 m² ・建築延床面積 14,665 m² ・階数 地上7階 ・主要用途 銀行・ホール・シェアスペース・交流広場・カフェ&ショップ・レストラン ・総事業費 8,325,190 千円 ・補助金 813,100 千円 事業スケジュール 令和4年度 現本店解体工事・現況測量・基本設計・実施設計 令和5年度 現本店解体工事・新本店建築工事 令和6年度 新本店建築工事 令和7年度 新本店建築工事 （令和8年2月末完成予定）
七日町第8ブロック北地区 暮らし・にぎわい再生事業 （山形市民会館）	令和6～10	山形市	整備内容 ・地区面積 3,200 m² （敷地北側の都市計画道路拡幅予定分約700 m²を除いた面積） ・建築延床面積 11,440 m²（予定） ・階数 地上10階、地下2階（予定） ・主要用途 大ホール、小ホール、スタジオ、交流ラウンジ、休憩コーナー ・総事業費 14,248,410 千円 ・補助金 3,215,350 千円 事業スケジュール 令和6年度 基本設計 令和7年度 基本設計・実施設計 令和8年度 実施設計・建築工事 令和9年度 建築工事 令和10年度 建築工事 （令和11年3月完成予定）

4 地域生活拠点型再開発事業（スマートウェルネス住宅等推進事業）

※対象となる基本事業は優良建築物等整備事業

・事業中地区（1地区）

事業名（施設名）	事業年度	施行	事業概要
本町第1ブロック南地区 地域生活拠点型再開発事業	令和4～8	住友不動産㈱	整備内容 ・地区面積 2,468 m² ・建築延床面積 16,162 m² ・階数 地上20階 ・主要用途 店舗、住宅、集会所・多目的トイレ・公開空地 303 m²・緑地 110 m² ・総事業費 5,446,889 千円 ・補助金 798,700 千円 事業スケジュール 令和4年度 地盤調査・建築設計・解体工事・実施設計 令和5年度 実施設計・解体工事・建築工事 令和6年度 建築工事 令和7年度 建築工事 令和8年度 建築工事・空地等整備 （令和8年9月末完成予定）

都 市 公 園 ・ 緑 地（公園緑地課）

公園・緑地は市民の憩いの場として、コミュニケーション・レクリエーションの機能を担うとともに、災害時の一時避難場所、公害の防止緩和など重要な役割を併せ持っている。

本市の公園・緑地は、戦前からの公園に加え、昭和40年代からその整備量も逐次増加しており、市民1人当たり公園面積は17.16㎡（令和7年3月31日現在）となっている。

これからも公園緑地行政の充実を図り、緑多い豊かな都市づくりを目指していく。

1 都市公園・緑地の現況

（単位：ha）（令和7年3月31日現在）

総 数		基 幹 公 園										特殊公園				大規模公園		都市緑地		緑 道		広場公園	
		住 区 基 幹 公 園						都 市 基 幹 公 園															
		街 区		近 隣		地 区		総 合		運 動		風 致		歴 史		レクリエーション都市							
数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積	数	面積		
237	398.12	181	41.25	21	23.83	3	15.10	4	81.03	—	—	2	81.26	2	23.99	1	72.50	14	57.75	1	0.81	8	0.60

千歳山自然休養林 67.58 ha
市民1人当たり公園面積 17.16 ㎡

〔市管理〕 231公園 260.50 ha
〔県管理〕 6公園 137.63 ha（市管理のかじか公園のうち県管理の0.04haも含む）

西蔵王公園 72.50 ha ・ 県民緑地 2.40 ha
県政史緑地 1.60 ha ・ 悠創の丘 31.50 ha
健康の森公園 10.50 ha ・ 蔵王がはらしの丘ミュージアムパーク 19.09 ha

2 公園緑地管理

令和6年度は、山形市が管理する231公園緑地において、市民が快適に利用できるよう、適宜安全点検を実施するとともに、施設・樹木の管理業務委託、補修工事、改良工事等を行った。また、地域住民の理解と協力のもと、公園管理協力会（188団体）を組織していただいております。217公園について、定期点検、清掃、除草等の維持管理を行った。

3 公園整備事業

良好な都市環境の形成、地域の観光、賑わい拠点など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である都市公園の整備、保全及び質的向上を図る。

(1) 霞城公園整備事業

山形市のシンボリック存在である霞城公園は、本市公園緑地の核として位置付けられてきた。昭和53年の市政施行90周年記念事業として、「史跡にふさわしい公園に整備し、山形市のシンボルとする」ことを目指し、二ノ丸西堀の湛水や二ノ丸東大手門の復原事業等の計画がなされた。西堀の湛水については、昭和56年度に完了した。昭和59年度には山形城跡を文化財として遺構を保存し、かつ復原するため霞城公園整備計画書を策定し、昭和61年度に国の史跡指定を受けた。翌62年度から東大手門復原工事に着手し、足掛け4年の歳月を費やし平成3年3月に完成した。平成10年度からは、発掘調査に基づき本丸一文字門石垣等の復原に着手し平成15年度までに石垣、平成17年度までに大手橋、平成26年度までに高麗門及び枳形土堀の復原を完成した。

令和6年度は市野球場跡地にて発掘による遺構調査を実施し、整備については野球場跡南側道路の一部撤去工事及び二ノ丸土塁（北部）園路整備工事を行った。また、山形城シンポジウムを開催した。

(2) 山形ニュータウン事業関連公園整備事業

山形ニュータウン事業で創出された公園用地を、地域住民の身近なコミュニティの場並びに一次避難の場として地区公園1カ所、街区公園6カ所を宅地分譲に合わせて整備を実施していく計画である。令和2年度までに、街区公園5カ所と地区公園が供用開始している。令和6年度は「みはらし5号公園」の整備に向けて自治会と協議を行った。

(3) 中心市街地活性化公園整備事業

山形市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた区域内の公園を、市街地の賑わい創出と利用ニーズに応じた公園に新設及び再整備していく計画である。令和6年度は「第二公園」の再整備に向け、公園周辺も含めた将来ビジョンを策定するため、アンケートなどの基礎調査を行った。

(4) 都市公園安全安心対策事業

公園面積が5,000㎡を超える大規模公園については概ねトイレが設置されているため、平成24年度から面積3,000㎡以上の公園について、地元自治会からの要望や公園利用者のニーズに合わせ、利用頻度及び必要性を考慮した上で、トイレを設置しており、当事業による設置累計は13公園となっている。令和6年度は「南江俣公園」へ設置を行うため、地質調査、樹木伐採及び整地工事を行った。



(5) 公園施設長寿命化対策事業

公園利用者の安全性、利便性、快適性を確保しつつ、遊具等公園施設の維持保全費の平準化と縮減を目的として、「山形市公園施設長寿命化計画」を平成25年度に策定した。令和5年度に、同計画を改訂し、令和6年度は薬師公園ほか36公園において、51基の公園施設の更新を行った。

(6) Park-PFI導入事業

公募により民間事業者による収益施設を都市公園内に設置し、民間事業者のもつアイデアやノウハウを取り入れた公園整備を行い、都市公園の利便性や魅力の向上を図るもの。

令和6年度は、駅前公園において、カフェ・ダイニングバーの工事が進められたほか、市内7公園でトライアルサウディングによる暫定利用の募集を令和5年度に引き続き行い、西公園と霞城公園で実施した。

(7) 西部工業団地公園再編事業

「たかき公園」、「とがみ西公園」及び公共施設である「鑄物町運動広場」を集約化し、市民の健康寿命の延伸を目指すため、市民ニーズを踏まえたより質の高い公園として新たに整備を行う。

令和6年度は園路と駐車場の路盤及びライフラインの一部の工事を行った。

(8) (仮称)花小路公園整備事業

「みどりの基本計画」に基づき、身近な公園が充足していない「本町・七日町地区」において旧千歳館敷地を公園として整備することにより、公園空白区域の解消を図るもの。建物は公民連携による利活用を検討しており、登録有形文化財として歴史ある千歳館と庭園を、中心市街地における身近な緑あふれる空間として、また、賑わいを創出する魅力ある公園として整備を行う。令和6年度は実施設計と用地の買戻しを行った。

4 緑化推進事業

緑豊かでうまい住み良い街づくりを推進するため、市民一人ひとりが緑を愛し大切に育てていく意識を高揚させることが必要であり、「山形市花と緑のいっばい会」とともに、花壇コンクール・各種展示会・講習会・花の種子プレゼント等を実施している。また、緑化活動を支える組織や人材育成を目指し、市と連携して緑化活動を推進するボランティア団体の活動支援やガーデニング講習会を開催している。家屋を新築、または新築家屋を購入した方に対しては、シンボルツリーとなる樹木を交付している。

さらに、中心市街地の緑量の増加をねらい“触れるみどり”として、低木やハーブを植えたプランターを設置して中心市街地のみどりのボリュームアップを図っている。令和6年度は、ほつとなる広場公園前、及び第二公園付近の駅前大通りへの設置を行った。

5 山形市野草園

山形市野草園は、平成元年の市制施行100周年記念事業の一環として、自然とのふれあいを通して、植物を愛し育てることを啓発し、花と緑あふれるまちづくりの精神を普及し、「自然と人間との共生」を図ることをねらいとして整備されたものである。ミズバショウやザゼンソウの群生地で見られる蔵王地区の太平沼周辺約26haの地域に、蔵王山系を中心に自生する山野草及び樹木の植栽を行い、自然とふれあい、自然を育む心の涵養と余暇活動の場として平成5年4月に開園した。

総事業費	約19億円
主な施設	自然学習センター、ミズバショウの谷、クリンソウの谷、野草の丘等
植物の種類	野草・樹木 約1,200種
入園者数	21,040人（令和6年度）

6 山形市馬見ヶ崎プール

山形市馬見ヶ崎プール「ジャバ」は、市街地に隣接する豊かな自然環境を活かし、自然とふれあいのできる「市民の森」として、鈴川公園整備事業の中で、馬見ヶ崎拠点地区に建設したものである。

平成7年度に屋外プールをオープンし、平成9年度には屋内プールをオープンした。

総事業費	約30億円
主な施設	造波プール、溪流スライダー、25m温水プール、スパイラルスライダー、温水利用のリラクゼーション等
利用者数	103,358人（令和6年度）

7 山形市西公園

山形市西公園は、須川と隣接する自然環境豊かな市西部の門伝地区にある約15.6haの総合公園で、二酸化炭素を吸収・固定するという緑のはたらきに注目し、地球温暖化防止に貢献する緑豊かな公園として、山形地区地球温暖化対策緑地建設譲渡事業により整備したもので、平成17年4月に開園した。

総事業費	約59億円
主な施設	パークセンター、屋内多目的コート・クラブハウス、テニスの森、キャンプ場、遊びの森(大型木製遊具・じゃぶじゃぶ池)、どんぐり工房、のびのびガーデン(足湯・手湯)、いも煮広場、芝生広場等
利用者数	331,113人、内テニスコート利用者数 110,579人（令和6年度）